商品概要説明書　　2024 年 10 月 1 日現在

商品名	とりしん職域サポートローン「絆」（来店不要型・WEB 完結）
ご利用 いただける方	● 当金庫と職域サポート契約 (※) を締結した事業所の経営者、役員、従業員の方 （パート、アルバイト等の方もご利用いただけます） ※職域サポート契約 当金庫が事業所と合意のうえ、従業員さま等に各種ローンの金利優遇を行う契約 ● 当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方、または同地区内の事業所に勤務されている方および個人事業主の方で、次の要件を満たす方 ・お申込時の年齢が満 18 歳以上の方 ・安定継続した収入のある方 ※自営業者の場合、現在の業種での確定申告実績がある方 ・運転免許証またはパスポートをお持ちの方 ・当金庫の普通預金口座または総合口座をお持ちの方 ※既に犯罪収益移転防止法上の取引時確認がお済みの方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	① お申込人またはそのご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする次の資金 Ⓐ自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 Ⓑ教育関連資金 ・就学する学校等への納付金（最長 1 年分） ・就学にかかる付帯費用（最長 1 年分、100 万円以内） ※申込日時点で支払日から 3 か月以内のものに限り支払済資金も可 Ⓒ住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、上記と合わせた申込みで 100 万円以内） ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から 3 か月以内のものに限り支払済資金も可 ② お申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を使途として、当金庫を含む金融機関または信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※当金庫のしんきん保証基金保証付ローンについては、職域サポートローン「絆」、カーライフプラン、教育プラン、無担保住宅ローン（いずれもリピート含む）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）に限ります。 ※ただし、以下の資金使途は除きます。 ・事業性資金または個人間売買による購入資金 ・支払先が申込人、配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人（自営業を含む）となる資金 ・支払済資金（上記「①Ⓑ教育関連資金Ⓒ住宅・リフォーム関連資金」は除く）
ご融資金額	1 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）
ご融資形式	証書貸付
ご融資期間	3 か月以上 15 年以内
ご融資利率	● 固定金利 ● 金利についてはホームページまたは窓口にお問い合わせください。
ご返済方法	● 毎月元利均等割賦返済（元金返済据置期間は 6 か月以内） （ご融資金額の 50%以内まで 6 か月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です） ● 毎月 5 日、15 日、25 日のいずれかの日に指定口座から自動引落します。
保証人・担保	不要です。
保証料	ご融資利息に含まれていますので、別途お支払いは不要です。
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金

ふれあい 大好き
鳥取信用金庫

諸費用・手数料	● ご契約時に手数料は不要です。 ● 繰上返済時または返済条件変更時には別途、当金庫所定の手数料がかかる場合があります。（くわしくは、ホームページまたは窓口の各種手数料一覧をご覧ください）
延滞損害金	年 14.6%
お支払方法	ご融資金は原則として購入先（支払先）へ当金庫から振込させていただきます。（振込手数料は別途ご負担ください。） ※支払済資金は除きます。 ※借換えの場合は、ご融資後完済が確認できる書類が必要になります。
ご用意 いただくもの	● 運転免許証、パスポート※のいずれか ※ただし、2020 年 2 月 4 日以降に発行されたパスポートは住所記載欄（所持人記入欄）がないためお取り扱いできません。 ● 資金使途確認書類 ・見積書、注文書、請求書等（※1）（借換えの場合は融資残高確認書類（※2）が必要になります） ・支払済資金の場合は、領収書、通帳等（※1） （※1）お申込人またはそのご家族のお名前が明記されている必要があります。 （※2）お申込人のお名前およびお使いみちが自動車関連、教育関連、住宅・リフォーム関連のローンであることが明記されている必要があります。 ● ご融資金額が 100 万円を超える場合は年収確認資料 ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控（インターネット利用による申告の場合は受信通知書を添付）のいずれか（支払調書は不可。また、前勤務先からの収入は年収となりません） ・産前産後休業中または育児休業中の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書のいずれか
本商品のご留意事項	●本商品は、当金庫と「職域サポート契約」を締結している事業所にお勤めの経営者、役員、従業員の方（パート、アルバイト等の方を含む）限定のローンです。 ●当金庫と「職域サポート契約」を締結している事業所にお勤め以外の方は、ネットシステムで最後までお申込みいただいても、後日、当金庫より、お申込みをお断りさせていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。 ●職域サポート契約の詳細については、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口（9 時～17 時、電話：0120-260-262）までお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	● 保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 商品の詳細、手数料、返済額の試算等については、当金庫ホームページ、または窓口、フリーダイヤルまでお問い合わせください。 ● 当金庫ホームページ https://www.shinkin.co.jp/torishin/ ● フリーダイヤル：0120-267-104 受付時間：9:00～17:00 （ただし、土・日・祝日・振替休日・年末年始は除きます）